

豊橋市ストリートデザイン事業（広小路通り（一丁目））  
基本計画作成委託業務 仕様書

1. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：豊橋市ストリートデザイン事業  
（広小路通り（一丁目））基本計画作成委託業務
- (2) 委託業務場所：豊橋市広小路一丁目地内
- (3) 業務期間：契約締結日から平成31年3月28日
- (4) 対象となる通り及び区間：広小路通り一丁目（約250m）の別紙で示す区間

2. 業務目的

豊橋市ストリートデザイン事業は、対象となる通りの景観や歩く環境を向上させ、中心市街地に「歩く楽しみ」という新たな魅力を加えることにより、中心市街地への来街、居住の促進と回遊性を高めることを目的とする。

本業務では、既計画のある2路線（萱町通りと水上ビル（北側））と共にストリートデザイン事業を実施する広小路通り（一丁目）の魅力づくり、整備の方向性等を整理するためのストリートデザイン事業（広小路通り（一丁目））基本計画を作成し、次年度に予定している実施設計を行うための資料とする。

なお、広小路通り（一丁目）は、豊橋の中心市街地において最も重要な通りのひとつであり、単に既計画のある2路線の延長としてではなく、豊橋のまちなかにふさわしい魅力のある通りとすることが求められる。

3. 業務内容

(1) 計画準備

業務の目的・主旨を把握し、業務実施のための基本方針・工程計画・作業体制を立案した業務計画書を作成する。

\*工程計画における配慮事項

(3) で検討したデザイン案の実実施設計費概算額の算出	：平成30年11月まで
同 確定	：平成30年12月まで
同 概算工事費の算出	：平成31年3月まで

(2) 通りのデザインコンセプト、実現性のあるデザインの検討のための基礎調査

- ① 対象となる通りの豊橋市総合計画、都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画、豊橋市まちづくり景観形成基本計画その他のストリートデザイン事業関連の上位計画、関連計画等における景観等の位置づけを整理し、及び対象区間と隣接地域の景観要素を現地調査する。

- ② 対象となる通りの沿線の建物用途・土地利用、道路・交通状況等に関し、本地域における既存資料の整理を行う。

<市貸与資料>

- ・沿線建物用途等：H29 豊橋市TMO調査、H29 都市計画基礎調査

- ・道路・交通状況参考資料
- ・上位・関連計画に関する資料

③ 警察等関係機関との協議資料を作成する。

(3) 通りの魅力づくり、整備の方向性の検討、デザイン案の検討

① 対象地域の住民、商店街を対象としたワークショップ等(ファシリテーター等を含む。)を3回程度開催する。

《ワークショップ等の内容例》

ガイドンス(事例紹介)、まち歩き(通りの現況特性と課題の確認)、

方針検討(通りの将来像及びデザインコンセプト)、

計画・デザイン検討(配置施設、配置案、必要な取組についてのアイデア出し、まとめ)、

計画案の説明・意見交換

② ストリートデザイン事業に類似する他都市の事例を収集し、整理する。

③ 収集した資料及びワークショップ等の意見を参考に、本業務対象区間のデザインについて検討を行い、実現性のあるデザインコンセプト、整備イメージをパースとして整理する。

《デザインの検討対象》

道路舗装、街路灯、街路樹、植栽帯、ベンチ等の休憩・滞留スペース、

案内表示サイン、自転車通行空間、短時間駐輪場、ファサード修景、屋外広告物等

\*道路空間の再配分(歩道拡幅、車線減少)や、一方通行化等について検討する。

④ 整備イメージに基づき配置可能な施設を検討し、施設配置計画(案)を作成するとともに、デザインの法的・技術的制限及び概算コストについて整理検討する。

(4) 計画平面図、断面図作成

デザイン検討の結果は、計画平面図及び計画断面図(2か所)としてまとめる。

(5) 基本計画書の作成(概要版を含む。)

(6) 打合せ協議

協議打合せは、業務着手時、成果品納品時のほか、中間時に作業の確認・進捗状況の報告を適宜行うものとする。

4. 成果品

(1) 業務成果品は、以下のものとする。

電子成果品(CD-R等)	1部
製本報告書(A4版)	2部
イメージパース(A3版)数か所	1部

(2) 権利の帰属

成果品の管理帰属は、原則発注者のものとし、発注者が承諾したものを除き、受託者は成果品を公表してはならない。

## 5. 提出書類

- (1) 業務に着手するときは、直ちに着手届により通知すること。
- (2) 業務の管理及び統轄を行う管理技術者を定め、氏名その他必要な事項を管理技術者届により提出すること。
- (3) 契約締結後、速やかに業務計画書を提出すること。
- (4) 打合せや協議後は、速やかに打合せ・協議記録簿を作成し、提出すること。
- (5) 業務が完了したときは、直ちに完了届により通知すること。
- (6) その他本市の指示により必要な図書を提出すること。

## 6. 適用基準等

- (1) この仕様書に定められていない事項については、下記に準拠する（ただし、本業務に関係しない事項は適用しない）。
  - ① 豊橋市契約規則
  - ② 関係法令、規程など
- (2) 業務遂行にあたっては特に定めのない事項、疑義を生じた事項については、本市の指示を受けること。

豊橋市ストリートデザイン事業  
基本計画作成委託業務対象区間  
(広小路通り(一丁目))

別紙

豊橋市役所

こども未来館  
ここにこ

対象区間:  
広小路通り(一丁目) 約250m

豊橋駅

萱町通り 約600m

豊橋駅前大通二丁目地区  
第一種市街地再開発事業

水上ビル(北側) 約500m

穂の国とよはし  
芸術劇場プラット

